

美濃加茂市監査委員告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、
平成 29 年度工事監査の結果を次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 1 日

美濃加茂市監査委員 西 田 英 彦
美濃加茂市監査委員 牧 田 秀 憲

平成 29 年度工事監査の報告書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 5 項の
規定に基づき、平成 29 年度工事監査を執行したので、同項第 9 項の規定
により、別紙のとおり提出する。

平成 29 年度 工事監査結果報告書

1 監査の範囲

1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

2) 監査の対象

平成 29 年度 配水管布設替工事（佐口幹線第 2 工区）

所管課 建設水道部上下水道課

3) 監査の実施日

平成 30 年 1 月 23 日（火）

4) 監査の方法

監査の実施に当たっては、工事の設計、契約及び施工等が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、関係職員からの説明を求め実施した。

なお、技術面については、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査の業務を委託して実施した。

2 工事の概要

配水管布設替工事（佐口幹線第 2 工区）は、美濃加茂市水道ビジョンに沿った老朽管更新事業である。

既設管は、昭和 49 年に布設された鑄鉄管で、布設から 40 年以上経過しています。

本工事の老朽管更新のための配管は、耐震管を用いた布設替を行い、災害時にも安定給水が可能とすることを目的としています。

施工延長 $L = 694.15 \text{ m}$

D I P (N S) $\phi 600$ $L = 382.14 \text{ m}$

D I P (G X) $\phi 400$ $L = 67.99 \text{ m}$

D I P (G X) $\phi 300$ $L = 19.63 \text{ m}$

H P P E $\phi 75$ $L = 199.32 \text{ m}$

PPφ400 L=25.07m

仕切弁 N=18箇所

空気弁 N=3箇所

車道舗装工 A=891.33㎡

歩道舗装工 A=287.52㎡

仮設管φ400 L=16.34m

配水管更新計画においては、流量及び漏水被害件数等から管路リスクを算定した美濃加茂市水道基本設計を行い、各路線の優先的更新を加味し、更新優先順位を策定して計画的な工事实施を行っている。

なお、災害時にも安定給水を可能とするため、耐震管を使用している。コスト削減では、土木資材に再生材を使用し、配管にはGX管を採用することにより、管の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストが低減されている。

3 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正に効率的に執行されているものと認められる。

また、技術的な観点を踏まえた所見は、別紙報告書に記載したとおりである。

なお、別紙報告書の文中にある点線で示した下線部分は、今後に向けての提案事項であり、実線部分で示した次のことについては、その対応方法等を検討されたい。

○配水管布設替工事（佐口幹線第2工区）

1. 工事で撤去除去される既設鑄鉄管類や物品などで残価のある発生材について、その対価を計上するなど適切な処理に努めてください。
工事における資産価値ある発生材処分の数量・価格の扱いについては、当初設計では想定できる計数の計上につとめ、変更設計に際して伝票等を確認され最終精算するなど行ってください。
2. 建設業退職金共済制度の共済証紙購入金額の根拠を明確にさせていただきます。
3. 「労働保険一括有期事業開始届」の提出が確認できなかったもので、確認をお願いします。
4. 施工計画に記載している緊急時及び作業中止及び点検する時期を明確に記載させることが必要である。
5. 施工中に損傷したと思われる「既設歩車道境界ブロック」等、完了検査時に補修確認をお願いします。
6. 歩道を囲い「仮設便所」を設置していた。借地等を行い今後設置をお願いします。
7. 建設業法等による工事現場掲示物の記載方法について、公衆の見やすい位置に掲示する標識等、今一度再チェックし、記載事項の間違いを修正させること。

美濃加茂市

平成 2 9 年度 工事技術調査結果報告書

平成 3 0 年 2 月 1 6 日（金）

公益社団法人 大阪技術振興協会

技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日：平成 3 0 年 1 月 2 3 日（火）

場 所：美濃加茂市役所本庁舎 3 階 第 3 会議室及び工事現場

監査執行者：美濃加茂市代表監査委員	（識見）	西 田 英 彦
〃 監査委員	（議選）	牧 田 秀 憲

調査立会者：監査委員事務局	局長	林 賢 治
〃	事務	奥 村 尚 美

調査対象工事

配水管布設替工事（佐口幹線第 2 工区）

配水管布設替工事（佐口幹線第2工区）

1 工事内容説明者

調査出席者

建設水道部 部長

池 田 正 幸

経営企画部 財政課 検査監

桜 井 英 樹

建設水道部 上下水道課 課長

桜 田 純 治

〃 〃 建設係長

成 松 和 彦

〃 〃 建設係 技師

村 瀬 敏 夫

工事請負者

株式会社和泉

現場代理人（監理技術者）

馬 淵 康 明

2 工事概要

(1) 工事場所 : 美濃加茂市山之上町地内

(2) 工事内容

美濃加茂市水道ビジョンに沿った老朽管更新事業である。本工事の配管は、昭和49年に布設された鑄鉄管で、布設から40年以上経過している。

耐震管を用いた布設替を行い、災害時にも安定給水が可能とすることを目的としている。

ア 工事概要

施工延長 L=694.15m

DIP(NS) φ 600 L=382.14m

DIP(GX) φ 400 L=67.99m

DIP(GX) φ 300 L=19.63m

HPPE φ 75 L=199.32m

PP φ 40 L=25.07m

仕切弁 N=18 箇所

空気弁 N=3 箇所

車道舗装工 A=891.33 m²

歩道舗装工 A=287.52 m²

仮設管 φ 400 L=16.34m

【参考】

S 形……………Seismal (地震の) : 継手部が大きな伸縮性、可とう性および離脱防止機構を備えており、優れた耐震性を有しています。

※NS 形……………NewS (新しいS形) : S 形と同等の耐震性能を有し、施工性にすぐれた新しく開発された継手です。

※GX 形・・・・・・Next Generation(次世代)からの造語: NS 形のもつ優れた耐震性に加えて、施工性向上・長寿命・コストダウンを実現する次世代の耐震管です。

PN、PII 形・・・・・・Pipe-in-pipe(パイプ・イン・パイプ): 既設管に新管を挿入することによって管路を更新できるパイプ・イン・パイプ工法用の継手です。

「DCIP」、「DIP」は、ダクタイル鉄管を表す記号として用いられています。

「DCIP」は Ductile(延性のある) Cast Iron(鑄鉄) Pipe の頭文字をとったものであり、

※「DIP」は Ductile(延性のある) Iron(鉄) Pipe の頭文字をとったものです。

「FCD」は JIS 規格で用いられる鉄鋼材料の材質・用途を表す記号であり、球状黒鉛鑄鉄品を表す記号として用いられています。

「FCD」は Ferrum(鉄) Casting(鑄鉄) Ductile(延性のある) の頭文字をとったものです。

(3) 工事請負業者

株式会社和泉

【第 1 回目で落札】

「指名競争入札(9 者指名 内 1 者辞退) 予定価格事前公表」

(4) 設計及び工事監理

設 計: 株式会社日本水工コンサルタント 岐阜事務所

工事監理: 直営

(5) 事業費

設計額等(税込) 130,502,880 円

請負金額(税込) 123,984,000 円 (うち消費税及び地方消費税額 9,184,000 円)

(6) 工事期間

平成 29 年 6 月 28 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

(7) 進捗状況 (平成 29 年 11 月末日現在)

計画出来高 46.2% 実施出来高 50.2% 【計画より 4.0%早い】

(平成 29 年 12 月末日現在)

計画出来高 80.1% 実施出来高 83.8% 【計画より 3.7%早い】

(8) 工事監督員

建設業法第 19 条の 2 第 2 項より、受注者に書面通知していた。適正であった。

総括監督員 上下水道課 桜田 純 治

主任監督員 〃 成 松 和 彦

一般監督員 〃 村 瀬 敏 夫

3 調査所見

3-1 書類関係

(1) 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

契約保証金にかわる保証について、適正に施行されていた。

12,398,400 円

ア 契約保証 【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%】

イ 前払金保証について、契約約款通りであり適正に施行されていた。

48,000,000 円

【東日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

(2) 入札状況について

本工事については、指名競争入札に付されていた。「美濃加茂市競争入札参加者選定要綱」、「美濃加茂市指名業者選定委員会要綱」「美濃加茂市入札事務処理要綱」により、また、地方自治法施行令第 167 条の 4 並びに同令第 167 条の 11、美濃加茂市契約規則による資格を有し、かつ経験、信用もある業者を選定されており適正に執行していた。また、「工事の請負契約等に係る入札結果等公表要綱」に基づき、予定価格を事前公表し、入札に際しては、内訳書の提出を義務付けていた。

・指名通知日 平成 29 年 5 月 31 日

・開札日 平成 29 年 6 月 21 日

建設業法第 20 条第 3 項、建設業法施行令第 6 条第 3 項に規定された必要な見積期間（5000 万円以上＝15 日間）が確保されていた。

（指名通知日：5 月 31 日～入札日：6 月 21 日 見積期間 15 日以上）

適正であった。

【土木一式工事】

(3) 契約関係書類

工事請負契約書は、「美濃加茂市公共工事請負契約約款」に基づき、適切に整備されていた。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度への適正な指導がなされ掛金収納書が確認できた。

しかし、共済証紙購入金額の根拠を明確にさせて頂きたい。

積算上、「現場管理費の法定福利費」に含まれ計上されている。

(7) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

コメント 法定福利費は、実態調査により現場管理費の一部として現場管理費率に反映されているが、国土交通省土木工事積算基準の平成24年度改定にあたっては、建設業の社会保険の加入徹底に向けた対策として、本来事業者が負担すべき法定福利費（事業主負担分）の額について、予定価格に適切に反映できるよう現場管理費率の見直しを実施した。

工事完成後に下請負業者に配布されているか、受払簿で確認をお願いする。また、下請負業者から共済証紙交付辞退の申し入れがあった場合には、本当に証紙が不要か等の確認もお願いする。

※ 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）は、建設現場で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、もって建設業の振興に寄与することを目的として「中小企業退職金共済法」に基づき創設された退職金制度である。

建設業の事業主が勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結んで共済契約者となり、被共済者である建設現場で働く労働者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、当該労働者が建設業界で働くことをやめたときに、機構が直接労働者に退職金を支払うという業界退職金制度となっている。

上記の目的を達成するためには、建設業を営む多くの事業主が本制度に加入するとともに、本制度の被共済者である労働者に共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されることが必要である。

なお、県等では、入札参加に当たって必要とされる経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を加点評価するとともに、発注工事の設計金額の積算にあたって、共済証紙の費用を現場管理費に含めるなどの措置を講じ、本制度の促進を図っている。

3-2 計画・設計・積算に関する書類

(1) 計画について

美濃加茂市水道ビジョンに沿う老朽管更新事業である。

昭和49年に布設された鋳鉄管で、耐震管を用いた布設替を行う。

(2) 設計に関する書類

ア 設計方針

・災害時にも安定給水を可能とするため、耐震管を使用。

・GX管を採用することにより、管の長寿命化が図られ、ライフサイクルコストが

低減。

イ 設計について

美濃加茂市水道ビジョンに沿った老朽管更新事業である。

配水管更新計画において、路線の流量及び漏水被害件数等から管路リスクを算定し、その結果を基に美濃加茂市水道基本設計とする。

各路線の優先的更新を加味し、更新優先順位を策定し、管路更新を計画設計する。

ウ 設計

本工事設計は、株式会社日本水工コンサルタント岐阜事務所にて、「設計業務委託」していた。

図面及び設計数量等は、職員のダブルチェックを実施していた。

設計図書は、適正に作成し、設計は適切である。

【実施設計に使用した基準、指針】

・NS形ダクトイル鉄管管路の設計	平成 27 年 6 月	日本ダクトイル鉄管協会
・GX形ダクトイル鉄管管路の設計	平成 23 年 6 月	日本ダクトイル鉄管協会
・水道事業実務必携	平成 28 年度（平成 29 年度改訂資料）	全国簡易水道協議会
・水道施設設計指針 2012	平成 24 年 7 月 30 日	日本水道協会
・工事仕様書（上水編）	平成 29 年度	美濃加茂市水道部

(3) 工事積算

【コスト縮減】

- ・再生材の使用
- ・GX管を採用し、管の長寿命化が図られライフサイクルコストが低減。

ア 積算に関する書類

ア) 工事積算

積算は、『水道事業実務必携平成 28 年度（平成 29 年度改訂資料）全国簡易水道協議会』及び岐阜県発行の『平成 28 年度積算基準及び歩掛表（共通編）（河川・道路編）』に準拠し、適正に算出されていた。

また、年度当初に作成した「平成 29 年度設計単価表（岐阜県県土整備部都市建築部）及び平成 28 年度水道見積単価（美濃加茂市）」の設計単価により、適正に単価の決定がなされていた。

また、単価設定に際して、基準書より「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数 3 者以上から見積り徴収を行い、市場性を鑑み、異常値を排除し、見積り金額の最低単価を美濃加茂市単価としての決定を行い、予定価格算出に伴う積算を実施していた。基準書は、平均であるため一考お願いする。

見積徴収した比較一覧表など積算の妥当性を示す根拠は、分かり易く整理されていた。また、設計内訳書の表紙に「適用年月日（平成 29 年 4 月 14 日）」と記載し、積算時根拠記述を明確に示していた。適正であった。

【積算参考図書】

・積算基準及び歩掛表(共通編)	平成 28 年度版	岐阜県県土整備部都市建築部
・積算基準及び歩掛表(河川・道路編)	平成 28 年度版	岐阜県県土整備部都市建築部
・平成 29 年度設計単価表	平成 29 年度	岐阜県県土整備部都市建築部
・水道事業実務必携	平成 28 年度(平成 29 年度改訂資料)	全国簡易水道協議会
・建設機械等損料表	岐阜県システムによる最新版	(社) 日本建設機械施工協会
・平成 28 年度水道見積単価	平成 28 年 6 月 1 日	美濃加茂市

イ 設計内訳書

「設計内訳書」「業者提出内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

3-3 施工に関する書類

施工業者からの提出書類は、整理、整頓され、分かりやすいファイリングであった。

(1) 関係諸官庁への届出

特定建設作業の実施届出書、法定外労災補償の加入に伴う保証証券写しを確認した。

- ・道路工事届→可茂消防事務所
- ・道路使用許可→加茂警察署長への届出書を確認した。適正であった。

しかし、「労働保険一括有期事業開始届^{※1}」の提出が確認できなかったため、確認をお願いする。

※1 労災保険について、工事請負金額が 1 億 8000 万円未満(税抜き)であるため「一括有期事業開始届」を事業者の管轄する「労働基準監督署」に提出が必要である。

建設業労災保険は事業ごとに手続きをしなければならない。しかし、多くの事業を手掛ける場合、小さな事業の各々について労災保険の手続きをするのは非効率的である。

そこで、有期事業が、次のすべての条件に該当したときは、法律上当然に一括され(有期事業の一括という)、全体が一つの事業とみなされ、**一括有期事業**として、継続事業と同様に扱われる。

- ① 事業主が同一人であること。
- ② それぞれの事業が建設の事業又は立木の伐採の事業であること。
- ③ それぞれの一つの事業が規模的に、概算保険料の額が 160 万円未満であり、かつ、**建設の事業では請負金額が 1 億 8000 万円未満**(消費税相当額を除く)、立木の伐採の事業では素材の見込生産量が 1,000 m³未満であること。

一括有期事業は、事業開始の度に個々の手続きは必要ではないが、毎月 10 日までに、前月中に開始されたそれぞれの事業について事業所を管轄する労働基準監督署に「一括有期事業開始届」により報告をする必要がある。また、毎年 6 月から 7 月の間に確定保険料と次期の概算保険料を申告する。

一方、上記の金額を超える規模の事業に関しては一括してまとめることはできないとされている。これは「単独有期事業」となり、事業ごと個別に工事開始時に保険関係成立届と概算保険料申告書を提出し、終了時には確定保険料申告書を提出しなければならない。

(2) 工事カルテ

工事カルテの作成と（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事実績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に保管・整備されていた。

(3) 施工体制台帳・施工体系図

施工体制台帳・施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

【建設業法 24 条の 7】

施工体制台帳は、全建統一様式に基づき、「建設業許可書」、「契約金額のわかる契約書の写し」等を添付させ適正であった。

入札契約適正化法の規定及び建設業法第 19 条、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成 3 年 2 月 5 日建設省通知）より元方事業者からの下請契約を確認しておく必要がある。

施工体制台帳（2 次以降の請負契約の写し共）を添付させると共に、社会保険記入欄の記載も併せて再確認をお願いする。

- 公共工事では、作成した施工体制台帳の写しを発注者へ提出しなければなりません。

（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項）

- 公共工事においては、H27. 4. 1 以降契約を行った工事で、工事を施工するために下請契約を行った場合には、施工体制台帳を作成しなければなりません。

（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 1 項）

- 工事中は、工事現場に備え置くことが義務づけられています。

- 公共工事の場合は、写しを発注者へ提出することが義務づけられています。

（公共工事入札契約適正化法第 15 条第 2 項）

- 帳簿の添付書類として、工事完了後は 5 年間（発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては 10 年間）保存することが義務づけられています。

（法第 40 条の 3、規則第 26 条第 2 項三、規則第 28 条）

(4) 工程表

契約時及び施工計画に実施工程表が作成・提出され整備されていた。

毎月の履行報告書を請負業者に提出させ、管理状態は適正であった。

(5) 履行報告書

履行報告書は、表紙と計画出来高と実施出来高を色分けし、月ごとの進捗出来高を工事履行報告書で提出させていた。適正であった。

(6) 施工計画書

施工計画書は、仕様書に基づき適切に作成されていた。適正であった。

監督員の読合せ確認も適切に実施されていた。

施工計画に記載している緊急時及び作業中止及び点検する時期を明確に記載させる必要がある。

例：安全衛生法上の「悪天候」

悪天候時は、作業中止しその後「点検」が必要となる。「悪天候の数値」を理解させ、「作業中止」させる必要がある。

強風	10 分間の平均風速が毎秒 10 メートル以上
大雨	1 回の降雨量が 50 ミリメートル以上
大雪	1 回の降雪量が 25 センチメートル以上
中震以上の地震	震度階数 4 以上
暴風	瞬間風速が毎秒 30 メートルを超える風

(7) 写真管理

提示された写真については、適正に整理されていた。

(8) 工事材料関係の書類

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事請負者から監督員に提出させ、適正に整備・保管されていた。また、指定材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させ適正であった。

(9) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

ア 検査事項関係書類

施工計画に記載する段階確認検査事項に沿い、適正に実施されていた。また、段階確認検査時の結果及び写真撮影を行い、適正であった。

3－4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 請負者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されているとのことである。

(2) 請負者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14 年 5 月 30 日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱（平成 14 年

4月1日)を遵守し、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られていた。

- (3) 請負者は、表1-1に該当する規模の土砂、採石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出させていた。

表1-1 岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱に定められた建設資材

建設資材名	規模
土 砂	100m ³ 以上
砕 石 類	取り扱う全ての工事
加熱アスファルト混合物	取り扱う全ての工事

- (4) 請負者は、表1-2に該当する規模の土砂、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材及びその他の建設廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を別に定める様式に基づき作成し、また、施工計画書に運搬ルート等についても監督員の承諾を得ていた。適正な管理状態であった。

表1-2 岐阜県建設副産物有効利用及び適正処理実施要綱に定められた建設資材

指定副産物名	規模
建設発生土	100m ³ 以上
コンクリート塊 アスファルト塊 建設発生木材の合計	取り扱う全ての工事

- (5) 請負者は、一定規模以上の再生資材の搬入及び再生資源の搬出する工事を実施する場合は、「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」等を利用し、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出させていた。

- (6) 請負者は、上記第5項に該当する場合、工事完成后、速やかに「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS-」等を利用し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、電子媒体にて提出させていた。

- (7) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

- (8) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は確認しなかった。
排出業者から中間処分業者は、明確な契約書に基づき管理されていた。

- (9) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守させ、発注者として適切な管理指導がなされていた。

3-5 安全管理に関する書類

- (1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。
- (2) 本工事は、施工計画を含め安全管理のための書類の確認をした。組織図、緊急時連絡体制図、朝礼、作業打合せ、危険予知訓練活動、安全パトロール実施など、書類は整備されていた。

4 現場施工状況調査における所見

工事監査時は、作業を行っていなかった。現場は、良く整理整頓され、適切な管理状態であった。また、周辺環境への対応も適切で、良好な管理活動で推移しているものと思われた。

- (1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。試験書類、写真を含め適正な管理状態であった。また、安全管理や環境管理面での行き届いた配慮が、見受けられた。
- (2) 施工中に損傷したと思われる「既設歩車道境界ブロック」等、完了検査時に補修確認をお願いします。
- (3) 歩道を囲い「仮設便所」を設置していた。借地等を行い今後設置をお願いします。
- (4) 建設業法等による工事現場掲示物の記載方法に間違いがあった。
(掲示物には、「公衆の見やすい位置」「関係労働者の見やすい位置」の別がある)
公衆の見やすい位置に掲示する標識等、今一度再チェックし、記載事項の間違いを修正させること。

5 技術調査全般

全工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前から工事中の書類は、分かりやすく整備されていた。

工事監督員、工事監理者の適正な指示や指導がなされており、工程内検査、段階検査は、適切に管理実施されていた。

付帯及び雑工事での安全への指示指導徹底をお願いし、無災害完成引き渡しをお願いする。

以 上

文書中の

_____部分は、留意事項

.....部分は、今後に向けての提案